

東総地区広域市町村圏事務組合公告第10号

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

令和8年4月14日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者 米本 弥一郎

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 匝瑳中継施設整備工事設計・施工監理業務
- (2) 委託業務の箇所 千葉県匝瑳市松山107番地
- (3) 委託業務の期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
- (4) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 支 払 条 件 一括払い
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 免除
- (10) 契 約 書 の 作 成 必要

2 参加資格

下記のすべてを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）いずれかの令和8・9年度入札参加資格者名簿に登載（登録部門：測量・コンサルタント）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱、匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則）に基づく指名除外措置を公告日から開札日までの間に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該入札の入札日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 公告日現在において、千葉県内に本店又は契約委任をした支店・営業所があること。
- (4) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
- (5) 公告日から過去10年間に、地方公共団体が発注する同等程度の類似業務を元請けとして受託（契約書を作成し、完了したものに限り）した実績を有すること。
- (6) 業務の円滑な履行のため、次のとおり定める資格を有する技術者を配置すること。

ア 管理技術者

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）

イ プラント機械担当技術者

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）

ウ プラント電気担当技術者

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：電気電子）または、技術士法に定める技術士（電気電子部門）の資格を有するもの。

エ 建築担当技術者

建築士法で定める1級建築士の資格を有するもの。

オ 建築構造担当技術者

建築士法で定める構造設計1級建築士の資格を有するもの。

カ 建築設備担当技術者

建築士法で定める設備設計1級建築士の資格を有するもの。

キ 共通事項

配置技術者は、雇用継続期間6ヶ月を超える（公告日現在）自社の社員であること。

配置技術者は、過去10年以内に地方公共団体における「一般廃棄物処理施設（中継施設含む）建設工事における施工監理業務」の業務実績があること。

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることが

できない者にのみ、組合中継施設課において印刷物を配付するものとする。

なお、印刷物の貸出を申請する場合は、中継施設課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。

(2) 貸 出 期 間 公告日から令和8年4月22日（水）正午まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(3) 貸 出 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
（千葉県旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階）
電話番号 0479-85-8043

4 設計図書に関する問い合わせ

(1) 質 問 受 付 期 限 公告日から令和8年4月22日（水）正午まで

(2) 質 問 書 提 出 方 法 質問は、書面（様式任意）によるものとし、中継施設課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。

(3) 質 問 受 付 先 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
電 話 番 号 0479-85-8043
ファックス 0479-85-8045
電子メールアドレス toukou-tyukei@tksj.jp

(4) 質 問 に 対 す る 回 答 令和8年4月24日（金）午後5時までに組合ホームページの入札・契約情報に掲載する。
(URL:<http://www.tksj.jp/>)

5 入札書（第1号様式）及び使用印鑑届兼委任状の提出

(1) 入 札 方 法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）

(2) 入札書郵送到着期限 令和8年5月11日（月）午後5時必着

(3) 入 札 書 郵 送 先 〒289-2604
千葉県旭市高生1番地（旭市役所海上庁舎2階）
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話0479-85-8040

(4) 使用印鑑届兼委任状 使用印鑑届兼委任状は、入札書（第1号様式）とは必ず別封し、開札前までに提出すること。なお、様式は、8の(3)のアによること。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月13日(水) 午前10時00分から
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 会議室
(千葉県旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階)
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が指定する委任状(第2号様式)を提出すること。また、開札日前日までに総務課へ開札の立会いをする旨の連絡をすること。
- (4) 立会いの連絡先 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号 0479-85-8040

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。
 - ア 提出期限 令和8年5月14日(木) 午後5時まで
 - イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
(千葉県旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階)
 - ウ 提出方法 直接持参
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格審査申請書(第5号様式)
 - イ 業務実績を確認できるもの(例:契約書の写し等)
 - ウ 配置予定技術者の経歴書、資格・登録証等の写し
 - エ 関係市の契約担当課に提出した使用印鑑届兼委任状の写し
 - オ 関係市内に本支店又は営業所がある場合は、市税の完納証明書(提出以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し)

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 各種様式その他必要な事項は、東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款並びに仕様書を参照すること。
 - ア 様式集
(<http://www.tksj.jp/003info/nyusatsu/yousiki.html>)
 - イ 要綱等

(<http://www.tksj.jp/003info/nyusatsu/index.html#yoko>)